平成２５年（フ）第１５６１号
札幌市豊平区福住１条９丁目８番21号
債務者　須田　正彦
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９号
新潟県村上市府屋655番地106
債務者　板垣　弘子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３００号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目38番地
債務者　島田　洋之
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酢谷　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１９号
金沢市新神田１丁目１番17号　アパガーデンパレス新神田707号
債務者　羅　　学鋒（住民票上の氏名ＬＵＯ　ＸＵＥＦＥＮＧ　羅　　学鋒）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０号
岐阜市須賀１丁目７番13号
債務者　川井　千晴
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６号
宮崎市大字島之内6732番地　ＫＴプレイス102号
債務者　吉武　謙二
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１７号
宮崎市大字島之内6732番地　ＫＴプレイス102号
債務者　吉武　美子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４２号
北海道稚内市大黒４丁目８番８号
債務者　鎌田　吉治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古井　健司
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１１号
奈良県宇陀市榛原額井967番地
債務者　岡本　由恵
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
奈良県香芝市関屋1009番地　ラ・シェーヌ107号、前住所三重県名張市百合が丘西４番町140番地
債務者　松井　如子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
和歌山県東牟婁郡串本町西向796番地の１
債務者　前田　尚代
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３７号
島根県出雲市武志町602番地１
債務者　宍戸　眞理
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１７１号
長崎県長崎市小菅町１番12号　サンヒル長崎３Ｄ
債務者　坂本久美子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
札幌市北区屯田３条６丁目３番18号　パブリック真和103号
債務者　三浦　美幸（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８４号
札幌市豊平区美園12条７丁目４番19号　奥寺ハイツ205号
債務者　長澤　裕治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０１号
札幌市中央区南９条西20丁目２番28―102号
債務者　藤岡香奈恵
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１９号
札幌市白石区本通18丁目北３番５―203号
債務者　大塚　健司
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部